

はちおうじしがいこくじんしみんかいぎていげんしょ
八王子市外国人市民会議提言書

へいせい ねん がつ
平成 19 年 7 月

はちおうじしがいこくじんしみんかいぎ
八王子市外国人市民会議

はじめに

今日のグローバル化の進展に伴う国境を越えた人々の移動が増大する中で、わが国の外国人登録数は18年末には208万人を越え、総人口の約1.63%を占めるに至っており、その数は今後も増加が予想される。

日々の生活において日本人と外国人が関わる機会がますます増えるなかで、市民の国際意識と多文化共生意識を高め、異なる文化の背景を持つ人々が相互に理解し合い、協働して国づくり地域づくりを推進していくことが、近年国及び自治体に強く求められている。

このため、八王子市では、外国人を支援の対象として捉えるだけではなく、地域づくりを担うパートナーとして受けとめ、外国人が地域において主体的に活動し、その潜在する力を最大限に発揮し自己実現できるような、暮らしやすいまちづくりを進めるため、平成18年9月に、外国人市民会議を設置した。

本会議は、市から指名を受けた委員9名に、公募委員2名を加え、計11名(内外国人6名)のメンバーで構成され、外国人の抱える様々な課題について、テーマを定め意見交換を行い、その対応策等について、市長へ提言を行うものである。

平成18年度は、「地域に暮らす外国人の生活支援について～子どもの教育を中心に～」をテーマに、特に子どもの教育の問題に焦点を当て、6回の会議と市民フォーラムを開催し検討を重ねてきた。

公開を原則とする本会議においては、毎回活発な意見交換がなされ、会議の中で実際に日本語学級などの現場で指導や支援に携わっておられる方々からの聴取りも行った。また、市民フォーラムでは、一般の市民の方も交えて活発な意見交換も行うことができた。これらの検討結果を踏まえながら、実態に沿った具体的な提言となるようめざした。

本会議は、本提言書に示した提言内容の実現に向けて、市の積極的な各種施策の展開をお願いするとともに、特に本市における「外国人児童生徒に対する教育指針」等の指針策定の第一歩となることを望むものである。

また、八王子市が国際都市として、さらなる発展をしていくためには、引き続き、外国人市民が日本人市民と共に一緒に市政へ参画ができる環境をさらに整備し、お互いに暮らしやすいまちづくりをめざしていくことが必要であると考えます。

そのためにも、今後の外国人市民会議の継続と、外国人の市政への参画機会の確保について、市に対し切に要望するものである。

八王子市外国人市民会議

会長 森茂 岳雄

はじめに

目次

1. 検討にあたっての基本的な考 えかた	 1
【8つの検討項目】	
2. 提言内容～今後取り組むべきもの	 3
A 学校入学時の就学案内や就学援助制度の多様な言語による情報提供	
B 日本語の学習支援	
C 地域ぐるみでの取組	
D 不就学の子どもへの対応	
E 進路指導及び就職支援	
F 多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進	
G 幼児教育制度の周知および多文化対応	
H 外国籍保護者への支援	
3. 提言内容のまとめ	 14
4 資料	 17
・ 外国人市民会議 検討経過	
・ 外国人市民会議 委員名簿	
・ 外国人市民会議 設置要綱	
・ 「会議」の内容まとめ	

1 検討にあたっての基本的な考えかた

本市は約8千人の外国人が居住し、3千人を超える外国人留学生が学ぶ多摩地域でも有数の国際学園都市である。身近な市民生活の中で市民と外国人との交流が増える一方、特に渡日して間もない外国人にとっては、言葉や生活習慣の違う日本の生活に馴染めずに苦労しているというのも現状である。

このため、市では、市内在住の外国人も市民の一員であることから、外国人の市政への参画を促進し、外国人市民にとっても暮らしやすいまちづくりを進めるために、外国人市民会議を設置した。

これを受け、会議においては、外国人の抱える問題の中から、まず始めに「子どもの教育」について検討することとした。

18年度の本市の公立小・中学校合わせて107校に通う外国籍児童・生徒の数は、小学校が227名、中学校が67名で、さらにここに含まれない日本国籍を有するが外国にルーツを持ち日本語を第一言語（母語）としない児童・生徒も相当数いると思われる。学齢期にありながら、学校教育を受けていない不就学児童・生徒の問題なども存在する。また、渡日した年齢や漢字文化の有無、両親が共に外国人かどうかなど、ひとりひとりの子どもの文化的な背景が異なることから外国人児童・生徒の教育に関わる問題は多様化している。さらに、大学や企業に留学や就業のために渡日した人々の滞在の長期化や定住化などにより、外国人の児童・生徒の数は今後も増大が予想される。このような現状を踏まえて、「子どもの教育」については早急に対応すべき重要な課題と受け止めている。

一方、国際化推進の施策として総務省においては、従来の「国際交流」「国際協力」に加え、新たな柱として、「地域における多文化共生」を掲げ、地域の実情に即した「地域における多文化共生推進プラン」の策定及び施策の推進を求めているところである。このような国の動きを受け、本市としても多文化共生社会の形成も含めた国際化推進の基本的な方針を定めるべきであり、この市民会議は、本市の多文化共生推進プランの策定への第一歩となるべきものと考ええる。

そこで、総務省の「多文化共生の推進に関する研究会報告書～地域における多文化共生の推進に向けて～」において、地方自治体において検討すべき取り組みの1つとしてあげられている「教育問題」の項目の中から、以下の8つの検討項目

そ けんとう おこな に沿って検討を行 うこととし、^{じっさい じれい}実際の事例から^{もんだいてん ちゅうしゅつ}問題点を抽出 し、^{ようぼう せいり}要望の整理を行
い、^{かいけつほうほう ていじ}解決方法を提示していくこととした。

【8つの検討項目】

- A ^{がっこうにゅうがくじ しゅうがくあんない しゅうがくえんじょせいど たよう げんご じょうほう}学校入学時の就学案内や就学援助制度の多様な言語による情報
^{ていきょう}提供
- B ^{にほんご がくしゅうしえん}日本語の学習支援
- C ^{ちいき とりくみ}地域ぐるみでの取組
- D ^{ふしゅうがく こ たいおう}不就学の子どもへの対応
- E ^{しんろしどうおよ しゅうしょくしえん}進路指導及び就職支援
- F ^{たぶん かきょうせい してん た こくさいり かいきょういく すいしん}多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進
- G ^{ようじきょういくせいど しゅうち たぶん かたいおう}幼児教育制度の周知および多文化対応
- H ^{がいこくせき ほごしゃ しえん}外国籍の保護者への支援

「^{たぶん かきょうせい すいしん かん けんきゅうかいほうこくしょ}多文化共生の推進に関する研究会報告書」
～^{ちいき たぶん かきょうせい すいしん む}地域における多文化共生の推進に向けて～

第2章 ^{だい しょう たぶん かきょうせいすいしん けんとう}多文化共生推進プログラムの検討

3. ^{せいかつしえん}生活支援

(1),(2) ^{しょうりやく}省略

(3) ^{きょういく}教育

^{こんごひつよう とりくみ ちほうじちたい けんとう とりくみ さくせい}今後必要な取組【地方自治体において検討すべき取組】より作成

2 提言内容 ~ 今後取り組むべきもの ~

8つの検討項目に基づき意見交換を行った結果、本会議としては、次のとおり提言を行うものとする。

A 学校入学時の就学案内や就学援助制度の多様な言語による情報提供

現 状

現在、教育委員会においては、就学前児童の保護者への通知として「外国人新入学希望届」「学校選択希望票の提出」「就学時健康診断通知」「入学通知」などの通知を多言語を用いて行っている。また、「就学援助費」「日本語学級及び日本語指導について」などの制度案内、全学校に配布する「心臓病検診問診票」「結核健康診断問診票」などの保健に関する申請書を多言語によって行っている。しかし、教育委員会からの通知類が、全て多言語対応をされているわけではない。

また学校では、担任教師と保護者とでかわす連絡帳や、学校だより、学級だよりなどのおたよりが日本語のみで書かれており、日本語の理解が充分でない保護者にとっては内容を理解することが難しく、書面による教師との連絡自体を苦痛に感じている場合がある。

学校教育への理解及び就学支援の周知のための多言語の情報提供や配慮については、学齢期の児童・生徒の保護者に対し、常時対応すべきものであることはいうまでもない。特に、小学校入学前の時期は、保護者に対して日本の学校教育制度への理解を深めるための好機であり、その時期に学校教育の説明を行い、日本語学級などの就学支援について確実に伝えることが必要である。そのためには、多言語による資料の作成、通訳が同席したうえでの説明を行うなど、日本人の保護者より十分な時間を懸ける配慮が必要である。

また、行政側から出されているさまざまな情報が、確実にいきわたるよう、情報発信窓口の一本化や確実に情報を伝えるシステム作りが必要である。

多様な言語による教育情報の提供を確実に行う。

- ・ 新入学時及び就学時に日本の学校教育制度の案内及び就学支援などについて
の情報の提供を確実に行う。
- ・ 日常的に送られている通知文において、定型的な文書は多言語化しているフォーマットを利用するほか、特に重要な内容に関しては、通訳を交えるあるいは、多言語による通知を行うなど、確実な情報伝達を図る。
- ・ 同じ第一言語（母語）を有する保護者間のコミュニケーションを図るため、ネットワークの形成ができるよう学校側からもサポートする。
- ・ 行政内での情報の共有化を図り、外国人登録の際に多言語情報を確実に手渡す。
- ・ 希望者に対しては、個人情報保護に留意しながらメールアドレスの登録をい
ただき、市から情報を発信する。
- ・ 教育委員会に専用のwebサイト（多言語）を設置し、情報発信を行い、相談
に対応する。

B 日本語の学習支援

現状

市では、日本語の習得が充分でない児童・生徒には、3つのしくみで日本語の学習支援を行っている。

第一に、第六小学校、打越中学校に日本語学級を設置し、1回2時間、週2回の計4時間の通級による個別の日本語指導を行っている。第二は、教育センターの日本語巡回指導において、巡回指導員が各学校へ訪問して個別に日本語指導を行っている。以上の二つのしくみを大きな柱として日本語の学習支援を行い、さらに第三のしくみとして、渡日直後の児童・生徒の学校生活への適応をスムーズにするために、第一言語（母語）を話すことができる支援者（外国籍等児童生徒就学時支援者）が就学時のサポートを上限30時間で行っている。

これらの制度のうち、日本語学級への通級に要する交通費は全額補助されるものの、後払いのため、通級回数が少なくなっている児童・生徒もいる。日本語の学習支援については、日常会話はできても学習で使われる用語がわからないなど、個人個人の日本語の能力を正確に把握することが難しいという問題がある。また、外国籍等児童生徒就学時支援者が渡日直後の児童生徒には派遣されるが、学校生活のルールなどを教えることで時間を消化してしまい、後に必要となったときには、ボランティアに依頼する状況が生じている。

また、中学校では、日本語の習得の支援は受けていても、教科の学習支援が充分ではなく、高校進学に際し、それに対応することができる学力が身につけていないという現状も発生しており、日本人の高校進学率に対し、外国人の高校進学率が低い要因の1つと考えられるため、教科の学習支援が大きな課題として挙げられる。行政・学校・ボランティアなど各団体は独自の日本語及び教科の学習支援を行っているものの、連携に欠ける部分があり、包括的な問題解決になかなかつながらない状況にある。また、日本語を話せない外国人は情報を得る手段がなく、日本語教室の存在も知ることがないまま孤立しているケースもある。

また、外国籍の親に比べて、子どもは日本語の中で多くの時間を過ごすため、日本語習得が早く、親子間のコミュニケーションギャップが生じるなど、さまざまな課題が

存在している状況にある。

提言

行政・学校・ボランティア団体相互の連携を密にし、多様な形態による日本語及び教科の学習支援を行う。

- 行政・学校・ボランティア相互の連携を円滑に行う仕組みづくりを行う。
- 各学校毎に外国人児童・生徒の担当教員を選任し、部活動などにより学習支援を行う。
- 日本語及び教科の学習支援にあたっては、児童・生徒に対し、日本語を読む、書く、話す、聞く力をバランスよく身につけられるようにする。
- 就学時支援者のサポート時間を増やす。
- 学園都市であることを活かし学習支援などに積極的に大学生の力も取り入れる。

提言

児童・生徒の日本語の習得と同様、第一言語（母語）の保持も大切なことから、第一言語（母語）を保持するための支援を保護者及び外国人当事者グループの協力を得て行う。

- 第一言語（母語）も用いて教科学習の支援を行う。
- 第一言語（母語）を教え、伝えていく教室設置の支援を行う。

C 地域ぐるみでの取組

現状

各学校ごとに行ってきたボランティア登録制度をまとめ、18年夏に教育委員会で「教育支援人材バンク」を設立し、ボランティアとして地域の力を取り入れている。外国人児童・生徒に対するボランティアもこの制度に含まれるものの、その周知は十分とはいえない。また、子どもの教育のためには、地域のボランティアや、NPO、NGOが行っている支援の活用も含めて、学校、保護者、行政との幅広い連携が必要であるが、実効的な組織がない。

提言

学校、家庭、地域(自治会)、ボランティア、NPO、NGO、大学を含む。)並びに行政が連携できるネットワークづくり。

教育支援人材バンク制度の周知徹底を行い、多様な場面でのボランティアの活用。

- 制度を市民へ周知するとともに、ボランティア受入側でもある学校にも制度の理解を深める。

外国人も含めた支援組織の設立。

D 不就学の子どもへの対応

現 状

就学年齢に達する児童に対しては、その前年に学校への就学希望調査を行っている。

また、教育センターには総合教育相談室を置き、教育全般の相談にあたっているほか、不登校児童・生徒のための登校支援センターも設けている。

さらに、教育センターにおいては、日本語巡回指導として、日本語の理解が不十分なため、学校生活や学習活動に適応することが困難な児童・生徒に対し、放課後や授業時間における学級外での個人並びに集団による日本語指導を行っている。しかしこれらの支援についての周知度は低い。

提 言

教育センターの相談窓口を必要としている人への情報提供

教育センターの巡回指導の情報提供をするほか、実態調査を行い巡回指導の場を児童・生徒の家庭まで拡大するなどして不就学をなくす。

E 進路指導及び就職支援

現状

進路指導については、子どもの将来を決定していく重要なことである。しかし、日本語によるコミュニケーションでは、本人や保護者の意図が教師に上手く伝わらず、適切な進路指導を受けることが難しいことがある。また、特に途中から日本の学校に転校することになった外国人にとっては、受験制度の理解や受験に関する情報が不足していることがハンディとなっている。

提言

適切な進路指導並びに就職支援を行うため、生徒やその保護者に対し、受験制度や受験に関する情報提供並びに選択できる提案などを、多言語によって行う。

F 多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進

現 状

日本人の児童・生徒と外国人児童・生徒のお互いが理解しあうことは、重要なことである。

教育委員会では、国際理解教育への取り組みとして、教員への人権尊重プログラム冊子の配布、研修の実施、また、中学校における外国人教師による授業（ALT）などを実施している。

しかし、現在、宗教や文化の違いに対する理解と、それにもとづいた指導については、すべての教員に浸透しているとはいえない。また、外国人の親を持つ児童・生徒が、親の国籍を言いたがらない、親を授業参観等に呼びたくない、というような状況も一部に発生している。

地域における国際理解を促進していく中で、学校が中心的役割を担うものと期待され、より地域に開かれた学校が、地域と相互に協力し合う関係の中で、国際理解教育を推進していくことが望まれている。

提 言

学校において多文化共生の視点に立った国際理解教育を推進するための環境整備及び体制を作る。

- 教員への国際理解及び国際理解教育に関する研修の実施。
- 専門的人材による国際理解教育の実施。
- 学校や図書館での多言語図書の整備。
- 日本語教育、各教科教育、第一言語（母語）教育、母文化教育など、多様化したニーズに対応できる教材開発の促進。
- 国際理解教育のための指導の手引き、指導事例集の作成。

提 言

がっこう ちいき こくさいりかい そくしん はか にちじょうせいかつ
学校だけでなく、地域においても国際理解の促進を図るため、日常生活に
かん こくさいりかい きょういく すいしん じどう せいと ちいき ひとびと
関することから国際理解教育を推進するなど、児童・生徒や地域の人々が
がいこくじん こうりゅう ば つく
外国人と交流するための場を作る。

- ・ ことばで教えるだけに留まらず、スポーツや遊び、行事などを通して、国際理解
の促進を図る。

提 言

がいこくじんじどう せいと みずか せっきよくてき いっぱ ふ だ じしん も みずか
外国人児童・生徒が、自ら積極的に一歩を踏み出し、自信を持って自ら
のアイデンティティを語る社会を作る。

- ・ がいこくせきじどう せいと だいいちげんご ぼご ぼこく ぶんかしえん きょうか
外国籍児童・生徒への第一言語（母語）・母国の文化支援を強化。

G 幼児教育制度の周知および多文化対応

げん じょう 現 状

ようじきょういく かが ひとびと ひ ふ いろ しゅうきょうてきりゆう しょくじせいげん こ
幼児教育に関わる人々が皮膚の色や、宗教的理由による食事制限のある子どもに
さべつ りかい しめ
差別をしたり、理解を示さないことがある。このことがまわりの子どもたちの差別や
むりかい つう
無理解に通じていくことがある。

てい げん 提 言

ようじきょういくかんけいしゃ たい こくさいり かいきょういく しんとう はか
幼児教育関係者に対し国際理解教育の浸透を図る。

- ようじきょういくげんば としょかん たげんご えほん きょうざい じゅうじつ
・ 幼児教育現場や図書館での多言語の絵本・教材の充実。

H 外国籍保護者への支援

現 状

外国人の保護者の中には、学校教育制度全般について出身国の制度と日本の制度が異なり、日本の義務教育制度を理解していない場合がある。また、担当教員が外国人の保護者が教育制度をどの程度理解しているのかがわからないために、外国人保護者に必要な情報が届いていない状況がある。

提 言

外国人保護者に対する日本の教育制度や受験制度などの説明。

同国人による外国人当事者グループ設置の支援、育成。

3 提言内容のまとめ

グローバル化の進展により国際間の移動が活発に行われるようになり、今後も外国人及び外国にルーツを持つ人々の日本での居住や定住化の増加が予想される。外国人児童・生徒の教育に関する問題を考えると、児童・生徒の滞在形態などを含めた実態を調査したうえで、それぞれの実情に応じた支援が行えるよう教育環境全般の整備を求めるところである。

また、地域における共生社会においては、外国人に対する支援だけでなく、外国人が積極的に参画できるしくみが必要である。

このことを前提に、これまで、8つの検討項目について個別の提言を行ったものであるが、ここで、すべてに共通し、しかも早急に取り組むべきものとして下記の4項目を提言する。

提言1

外国人児童・生徒支援コーディネータの設置

その役割としては

- 行政、学校、ボランティアによる外国人児童・生徒支援ネットワーク連絡会議を設置し、それぞれが担う役割を充分発揮し、各団体が連携して支援できるようコーディネートを行う。
- 外国人の個人個人の状況にあった適切な支援を行うようコーディネートする。
- 外国人及びその子どもがどのような支援を必要としているのか、チェックし、そのニーズに則した支援を行う。

提言2

外国人当事者グループの活用

その役割として

- ・ 同国出身者のネットワークをつくり、同国出身者による保護者・児童・生徒への支援や、教育についての情報提供やアドバイスなどを行う。

提言3

外国人登録窓口での情報発信

- ・ 外国人登録窓口において教育委員会との連携を密にしながら教育に関する情報もあわせて提供する。
- ・ 多言語による情報発信の充実。

提言4

外国人児童・生徒の教育方針、指導指針の策定

- ・ 外国人児童・生徒の教育方針、指導指針を定め、取り組むべき目標を明確に示す。

4 資 料

がいこくじんしみんかいぎ けんとうけいか
外国人市民会議 検討経過

	かいさいび 開催日	かいさいないよう 開催内容
だい かいかいぎ 第 1 回会議	へいせい ねん がつ にち 平成 18 年 9 月 19 日	- せいふくかいちよう せんにん ○ 正副会長の選任 - かいぎ こうかい ひ こうかい ○ 会議の公開・非公開について - かいぎ せっち がいようせつめい ○ 会議の設置について概要説明 - じ こしょうかい いけんこうかん ○ 自己紹介・意見交換
だい かいかいぎ 第 2 回会議	へいせい ねん がつ にち 平成 18 年 11 月 11 日	- たいけんだん もと いけんこうかん げんじょうはあく ○ 体験談に基づく意見交換 (現状把握) - たいあう けんとう 対応シートによる検討
だい かいかいぎ 第 3 回会議	へいせい ねん がつ にち 平成 18 年 12 月 23 日	たいけんだん もと いけんこうかん かだい たいさく ○ 体験談に基づく意見交換 (課題と対策)
だい かいかいぎ 第 4 回会議	へいせい ねん がつ か 平成 19 年 1 月 20 日	- げんば かつどう かたがた き と ○ 現場で活動する方々の聞き取り - たいあう かくにん 対応シートの確認 - しみん かいさい ○ 市民フォーラムの開催について
しみん 市民フォーラム	へいせい ねん がつ か 平成 19 年 2 月 24 日	- かいぎ せっち けいか せつめい ○ 会議の設置・経過の説明 - グループに分かれてのとうぎ ほうこく ○ グループに分かれての討議・報告 - こ しょういふ かが じょうほうていきょう 1 子どもの教育に関わる情報提供について - がっこう ちいき こ がくしゅうえん 2 学校・地域における子どもへの学習支援について - たぶんかきょうせい してん た こくさいり かいきょういふ すいしん 3 多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進について
だい かいかいぎ 第 5 回会議	へいせい ねん がつ か 平成 19 年 4 月 14 日	ていげんないよう ○ 提言内容について
だい かいかいぎ 第 6 回会議	へいせい ねん がつ か 平成 19 年 5 月 20 日	ていげんないよう ○ 提言内容について

外国人市民会議 委員名簿

区 分	氏 名	
第3条第2項1号 (学識経験者)	もりも 森茂 たけお 岳雄	中央大学 文学部教授
第3条第2項2号 (外国人市民)	サイフル バハリ ビン アフマッド	(出身国) マレーシア
第3条第2項2号 (外国人市民)	ちくさ 千種 ジェシカ	(出身国) フィリピン
第3条第2項2号 (外国人市民)	ちん 陳 こくびん 克敏	(出身国) 中国
第3条第2項2号 (外国人市民)	ばく 朴 じょんて 政泰	(出身国) 韓国
第3条第2項2号 (外国人市民)	みん 閔 よんぷあ 榮和	(出身国) 韓国
第3条第2項2号 (外国人市民)	わたなべ 渡辺 カドムン ファティマ	(出身国) モロッコ
第3条第2項3号 (支援団体代表者)	きただ 北田 れいに 玲子	
第3条第2項3号 (支援団体代表者)	さいとう 齊藤 ひろこ 広子	
第3条第2項4号 (公募市民)	おかべ 岡部 だいすけ 大祐	
第3条第2項4号 (公募市民)	はせがわ 長谷川 なおみ 直美	

八王子市外国人市民会議設置要綱

（目的及び設置）

第1条 本市における外国人市民の市政への参加を推進し、外国人と市民がお互いに理解し、外国人市民にも暮らしやすいまちづくりを進めることを目的として、八王子市外国人市民会議（以下「会議」）を設置する。

（所掌事務）

第2条 会議は、次に掲げる事項に関わるテーマを定め検討し、その結果を市長に提言する。

- (1) 外国人市民施策に関する事項
- (2) 外国人市民と日本人市民との交流、共生に関わる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められる事項

（組織）

第3条 会議は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる基準により市長が選出する。

- (1) 学識経験者 1名以内
- (2) 外国人市民 7名以内
- (3) 支援団体代表者 2名以内
- (4) 公募による市民 2名以内

3 委員の任期は、当該テーマに関する提言のあった日までとする。

4 市長は委員が欠けたときは、後任の委員を補充することができる。

（会長及び副会長）

第4条 会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、前条第2項の委員の互選によって定める。

3 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。

4 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会議は、公開するものとする。ただし、会議の決定により、公開しないことができる。

（意見の聴取）

第6条 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞くことができる。

(実行委員会)

第 7 条 会議の企画・運営にあたっては、八王子市外国人市民会議実行委員会(以下「実行委員会」という。)を設置する。

2 実行委員会は、八王子国際交流団体連絡会から推薦された者及び市民活動推進部職員をもって構成する。

(庶務)

第 8 条 会議の庶務は、実行委員会において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 7 月 1 日から施行する。

「かいぎ会議」の内容まとめ 総務省報告書より 【ちほうじちたい地方自治体において検討すべき取組とりくみ】	はっぴょう発表された経験・体験事例	かいけつほうほう解決方法・要望	きょういくいいいんかい教育委員会での取組状況など
A．がっこうにゅうがくじ学校入学時の就学案内や就学援助制度の多様な言語による情報提供	・がっこう学校からのお知らせが多く、し連絡の文章が漢字で表現が難しいため内容がわからない。 ・れんらくちょう連絡帳による連絡は大変 ・おな同じ学校内でのがいこくせき外国籍児童保護者間のネットワーク設置のための情報じょうほうがもらえない。 ・しよきしどう初期指導・日本語学級などの情報が確実に対象者に届いていない。 ・ぎようせい行政の縦割りにより、必要な情報が伝わらない。 ・じょうほう情報の存在へのアクセス方法そのものがわからない。	・ぶんしよ文書フォーマットの活用 ・おやどうし親同士のネットワーク化 ・つうち通知の多言語化やネットワーク化について学校側からの積極的せつぎよくてきな働きかけが必要 ・がいこくせきしどう外国籍児童・生徒の就学・入学時に、だいい第六小と打越中うちこしじゅうに日本語学級があることを確実に伝える。 ・ぎようせい行政内の所管同士での横の連携、情報の共有化。 ・がいこくじん外国人登録時に市窓口で多言語情報を確実に手渡す。 ・がいこくじん外国人登録時にメールアドレスを登録し、情報を送付。 ・ちいき地域住民への周知を行う。 ・げんご言語や地域ごとに必要な情報のデータベースを作成。 ・ボランティアボランティアの活用 ・がいこくじん外国人当事者グループのネットワークをつくる。	・ぶんしよ文書の多言語化 ・がいこくじん外国人新入学希望届通知「6言語 ・がっこうせんたくきぼうひょう「学校選択希望票の提出について」3言語 ・しゅうがくえんじよひ「就学援助費について」5言語 ・にほんごがっくしゅう「日本語学級及び日本語指導について」4言語 ・しんぞうびょうけんしんちんしんひょう「心臓病検診問診票」3言語 ・しゅうがく「就学時健康診断通知書」3言語 ・にゅうがくつうち「入学通知」3言語 ・けっかくけんこうしんだんもんしんひょうとう「結核健康診断問診票等」3言語 ・がっこうだより学校便りなどは学校での様子を伝えるためのもの。読むことが難しいようであれば、がっこう学校・きょういん教員へ伝えてほしい。 ・こじんじょうほう個人情報の問題があるため、がいこくせき外国籍保護者の情報を伝えることはできない。事前にご本人の存在を伝え、先生を通してせんぱう先方へ話してもらうことはかのう可能。 ・きょうし教師と保護者が直接話す機会を1学期に1度程度はもう設けている。
B．にほんご日本語の学習支援	・にほんご日本語の通訳がつく時間に、きかん期間的制限がある。 ・にほんごがっくしゅう日本語学級が遠くて、通えない。 ・にほんごがっくしゅう日本語学級へ通う交通費は全額補助されるが後払いのため、つうきゅうかいすう通級回数が少なくなってしまうことがある。 ・はな話すことができても書くことができないという生徒がでてくる。 ・ちゅうがくせい中学生向け教材が乏しい。 ・おや親の労働時間が長い一方子どもは1日のほとんどを日本語の中で過ごすため、こ子どもの母語が日本語になってしまい、おやこかん親子間のコミュニケーションがとれない状態が生まれている。 ・にほんご日本語だけでなく、ぼご母語を保持することの大切さと難しさの問題がある。 ・にほんごしどう日本語指導と教科支援を行っていく上で、子どもから相談されたことをつなげる窓口がない。	・にほんごがっくしゅう日本語学級は小中がっこう学校で設置されたが、しいき市域が広いので全市域から通えるとは思えない。通えない子どもに日本語指導、教科支援をボランティアによって補いながら実施してほしい。 ・がいこくじん外国人がどのようなことを望んでいるのか、ニーズ調査が必要。 ・コーディネーターコーディネーターの設置 ・どうこくしゅつしんしゃ同国出身者同士がネットワークをつくり、同国出身者による初期指導をしてほしい。 ・まな学べる場の確保や人的支援。 ・ぜんがく全額後払いではなく、別の方法による交通費の支給。 ・よ読む、書く、話す、聞くの4つの力を初期の段階からバランスよくつけていく。 ・にほんごがっくしゅう日本語学級へ通うのが大変な生徒のために、各学校へ学習支援の部活をつくる。 ・各各学校へ外国籍児童・生徒の担当を配置。 ・ぎようせい行政・連絡会・学校・ボランティアが連携して、市内の外国人同士のネットワークをつくる。 ・げんご言語を学んでいる市内の大学生による、ぼご母語による教科学習支援を行う。 ・にほんご日本語の能力と学力はまったく別のも。別々に指導が必要である。	・がいこくせき外国籍等児童・生徒就学時支援者による初期指導30時間。 ・だいろくしゅう第六小と打越中学校に日本語学級があり、1週間につき2回（1回2時間）ほとんど個別指導を行っている。 ・きょういく教育センターの日本語巡回指導員が日本語による学習支援を行っている。

C . 地域ぐるみでの取組	・ P T A の役割に対する疑問。より実効的な別の団体にすべき。 ・ 送迎者がいないと子どもが、教室に通えない。 ・ 医療関係との連携がなかなかとれない。	・ 実効的な別の団体の設置 ・ ボランティアの活用 ・ 教育支援人材バンクを学校で P R してほしい。 ・ 学校・地域・行政とのネットワークづくり。	・ 教育支援人材バンクあり（平成 1 8 年夏より） ・ P T A は交通安全、防犯パトロール、学校の中に入って授業に立ち会うなど行っている。 ・ 「 P T A 」の名称異なっても、全ての学校に同じ目的の組織がある。
D . 不就学の子どもへの対応		・ 教育相談を行っている教育センターの P R をしてほしい。	・ 外国人登録している就学年齢の児童へ、前年に調査票を送付。学校への就学希望をとっている。 ・ 意思表示があったのに予定の学校へ来ないような場合は、学校が確認している。意思表示後に転居しているケースがほとんどである。 ・ 教育センターに、「総合教育相談室」を設けている。登校支援センター、相談学級あり。
E . 進路指導および就職支援	・ 大学進学を希望したのに、現実には大学進学が困難な高校を薦められた。 ・ 担任を信用できない。	・ 外国人は偏差値など受験制度を理解していない場合がある。丁寧に説明をしてほしい。	
F . 多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進	・ 宗教による食べ物の制限を教員が人前で笑う。 ・ 教員が国際化について理解がない。 ・ 子供が親の国籍を言わなくなる。 ・ 学校が地域に開かれておらず、地域の人も学校に関心がない。 ・ アパート等に住む留学生には、地域の行事にも誘いがこない。 ・ 子どもが外国人である自分の親を学校に呼びたくないというケースもある（知られたくない）。	・ あきらめないで言いつづけること ・ 給食における宗教上の配慮。またそのことを教師、子ども、親が理解すること。 ・ 教員への国際理解研修の実施 ・ 食べ残すことに対する理解 ・ 日常生活から国際理解教育 ・ 外国籍児童へ母語・母国の文化支援することで、共生でできることの自信をつけさせる。 ・ 専門的人材の投与 ・ 学校が地域や外国人に交流の場をつくる。 ・ 教員の差別意識をまずなくすため、教員の国際理解教育の実施。 ・ 外国人の側も、自分から積極的に一歩踏み出していくことが必要。 ・ 理解教育はスポーツや遊びなど、共通点があり楽しみながらできることから始める。	・ 国際理解教育の実施。 ・ 教員への人権尊重プログラム冊子の配布、研修の実施。 ・ 中学校における外国人教師授業（ A L T ） 現在 3 8 校を 7 グループに分け、7 人の教師が受け持っている。
G . 幼児教育制度の周知および多文化対応	・ 皮膚の色による偏見、差別。 ・ 宗教的食事制限のためお弁当を持参することに対する無理解。		・ 保育園の保育士に対する国際理解研修は行っていない。 ・ 保育園は給食が原則だが、現在は宗教上やアレルギーにより食事の制限がある子どもがいるので、個人面談の時に聞いて対応している。
H . 外国籍の保護者への支援	・ 国の制度の違いによる義務教育への無理解 ・ 外国籍の保護者のいる担任へ伝えられるべき情報がきちんと伝わらないことがある。	・ 保護者に対する義務教育の説明 ・ 当事者グループ（外国籍保護者）の育成と支援	
その他 .	・ すべての教科を一人の教員が教えている。 ・ 役所等へ出す書類で同じようなものが多い ・ 暴力を受けたにも関わらず教員が何もしない。	・ 外国人の教育指針の作成 ・ 在住外国人の義務教育化の法改正の働きかけ	いじめへの対応 ・ 通知送付 ・ 教育委員会から学校への働きかけ ・ アンケートの実施（校長・副校長対象）